

## 第1章 合併の必要性

### 1 一体となって産業振興に取り組み、人口減少・若者流出に歯止めをかけるために

1市1町は合併して、一体となって、それぞれが培ってきた独自の農業技術や観光資源等の共有化・付加価値化を図り、後継者の確保や若者流出・人口減少に歯止めをかける必要があります。

本地域は豊かな自然条件を活かし、これまで農業を基幹に発展してきました。また霧島連山の眺望や湧水・湖沼・温泉などを活かして観光の振興にも取り組んできました。

しかし、地域間競争が進む中、地域経済は総体的に低迷状態が続いており、依然として人口減少・若者流出が止まりません。

一方で、本地域では西諸地区畑地かんがい事業（国営西諸農業水利事業等）が大規模に進められていることや、南九州の中心に位置して、宮崎自動車道のインターチェンジが設置されていることなど、大きく発展するための基盤整備も進められていますが、これまで十分に活用しているとはいえない状況にあります。

このため、今こそ自然、歴史、文化的につながりの深い1市1町は合併し、農業者・生産団体等が培ってきたそれぞれの経営、栽培のノウハウの共有化や農地の流動化の促進などを進めて儲かる農業の実現を図ること、また、観光資源・観光団体のネットワーク化や観光イベントの共同開催などを進めて、地域間競争に打ち勝つ観光拠点都市の実現を図ること、さらには地域資源を活かした企業立地の促進を図ることなど、単独の自治体では難しい思い切った産業振興施策を打ち出し、働く場の拡充と所得水準の向上等から若者流出・人口減少に歯止めをかけていくことが何よりも必要なこととなっています。

## 2 少子高齢化の進行など多様化する行政需要に一体となって対応するために

1市1町は合併して、一体となって、専門職員の効果的な配置や住民サービス部門の維持・充実を図るなど、少子高齢化や情報化などの高度・多様化する行政需要に対応していく必要があります。

少子高齢化の急速な進行は、社会経済の仕組みそのものを大きく変えようとしており、「生産年齢（15～64歳）人口が減少する」社会が到来しています。本地域においても表〈少子高齢化の推移〉に見るとおり、この10年間で年少人口の大幅減、老年人口の大幅増が顕著となっています。今後も引き続き少子高齢化が急速に進行することが見通されており（30ページ表〈人口等の見通し〉参照）、保健・医療・福祉分野における行政の役割や負担がますます増大し、特に社会保障にかかる財政負担は極めて多大なものになることが見込まれていることから、これまでの行政サービスを維持していくことが困難になることが予想されます。

また、少子高齢化だけでなく社会環境の変化に伴い、環境保全や情報化、市街地などの都市基盤整備、競争が激しい産業振興等の分野においても、行政課題はますます高度・多様化していくことが見込まれます。

このような状況に対応していくためには、各部門にわたって必要とされる専門職員の配置・増強、各種公共施設の効率的な活用と適正配置の推進等、総合的な行政能力の向上が必要となります。

これらは、単独の自治体で対応することが難しく、1市1町が合併して管理部門のスリム化を進め、特に専門性やマンパワーの強化が求められる住民サービス部門の充実を図って行政サービスの維持・向上を進めるなど、アウトソーシング※を含め総合的な対応が必要となっています。

### ※ アウトソーシング

業務の一部を民間団体等に一括して請け負わせる行政経営的手法。これにより行政組織のスリム化や住民との協働のまちづくり等の促進に資する。

## 〈少子高齢化の推移〉

(単位：人、%)

		平成7年	平成17年	差引
小林市	年少人口 (14歳以下)	8,243 (18.9)	5,964 (14.5)	2,279人の減少 (減少率は27.6%)
	老年人口 (65歳以上)	8,399 (19.3)	10,936 (26.6)	2,537人の増加 (増加率は30.2%)
野尻町	年少人口 (14歳以下)	1,587 (17.2)	1,088 (12.5)	499人の減少 (減少率は31.4%)
	老年人口 (65歳以上)	2,112 (23.0)	2,728 (31.5)	616人の増加 (増加率は29.2%)
合	年少人口 (14歳以下)	9,830 (18.6)	7,052 (14.2)	2,778人の減少 (減少率は28.3%)
計	老年人口 (65歳以上)	10,511 (19.9)	13,664 (27.4)	3,153人の増加 (増加率は30.0%)

資料：国勢調査

### 3 財政基盤を強化し、地方分権の推進と協働のまちづくりを進めるために

1市1町は、合併して、規模の拡大を図って財政基盤を強化するとともに、住民参画のまちづくりを進め、行政と住民が協働して地方分権の推進に対応していく必要があります。

現在において1市1町は表〈財政指標（平成19年度）〉に見るとおり、経常収支比率や実質公債費比率が比較的高く財政の硬直化が進んでいることや、財政力指数が低く財政基盤が脆弱なことに加えて、今後さらに国の財政構造改革による地方交付税や補助金の削減等により、財政状況は一層厳しさを増すことが見通されます。このため、現行の行政サービス水準を維持していくことが困難になることも予想されることから、財政基盤の大幅な強化が必要となっています。

さらに、このような厳しい財政状況の中で地方分権の推進に対応し、自らの責任と判断で個性豊かで自立したまちづくりを進めていくためには、行政だけの対応では不十分であり、積極的に住民もまちづくりに参画する地域協働のまちづくり体制の確立が必要不可欠な要素となります。

これらの課題を解決するため、1市1町は合併して地方分権の受け皿にふさわしい行政体制の確立を図るとともに、経費削減効果や国の財政支援措置の活用等を図って財政基盤を強化する必要があります。さらには、今回の合併を契機として、本地域住民のまちづくり参画意識の一層の高まりに期待し、より多数かつ多分野にわたる住民参画・協働のまちづくりを進めていくことが必要です。

〈財政指標（平成19年度）〉

	小林市	野尻町
経常収支比率(%) ※	97.9	92.1
財政力指数 ※	0.402	0.235
実質公債費比率(%) ※	13.6	12.9

資料：地方財政状況調査

※ 経常収支比率

経常収支比率とは、人件費、扶助費、公債費などの経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とした経常一般財源がどの程度充当されたかをみる指標で、この比率が低いほど普通建設事業費などの臨時的経費に充当できる一般財源があり、財政構造が弾力性に富んでいることとなります。一般的に100%に近くなるほど、硬直化が進んでいるといえます。

※ 財政力指数

財政力指数とは、財政力の強弱を示すものであり、一般財源必要額に対して市税等の一般財源収入額がどの程度確保されているかを測るもので、指数が高いほど裕福な団体となります。

$$\text{財政力指数} = \text{基準財政収入額} \div \text{基準財政需要額（3ヶ年平均）}$$

※ 実質公債費比率

実質公債費比率とは、平成18年度から地方債許可制度が協議制度に移行したことに伴い、従来の公債費比率や起債制限比率に代わる新しい比率で、これにより起債制限等を行うこととされました。実質公債費比率は、基本的には分子に地方債の元利償還金（公債費）を置き、分母に標準財政規模を置いて求めます。従来と異なるのは、分子の元利償還金に上水道や下水道など公営企業の支払う元利償還金への一般会計からの繰出金、PFI（Private Finance Initiative：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法）や一部事務組合等の公債費類似経費を算入することで、いわば連結決算の考え方を導入していることです。

財政健全化法による早期健全化基準は、市町村・都道府県とも、現行の地方債協議・許可制度において一般単独事業の許可が制限される基準を25%とし、財政再生基準は、市町村・都道府県とも、現行の地方債協議・許可制度において、公共事業等の許可が制限される基準を35%としています。

## 4 住民の生活圏・経済圏に即した一体的・効率的なまちづくりのために

1市1町はすでに一体的な日常生活圏を形成しており、合併して一体となった行政組織、住民団体組織等を確立し、効率的なまちづくりに取り組んでいく必要があります。

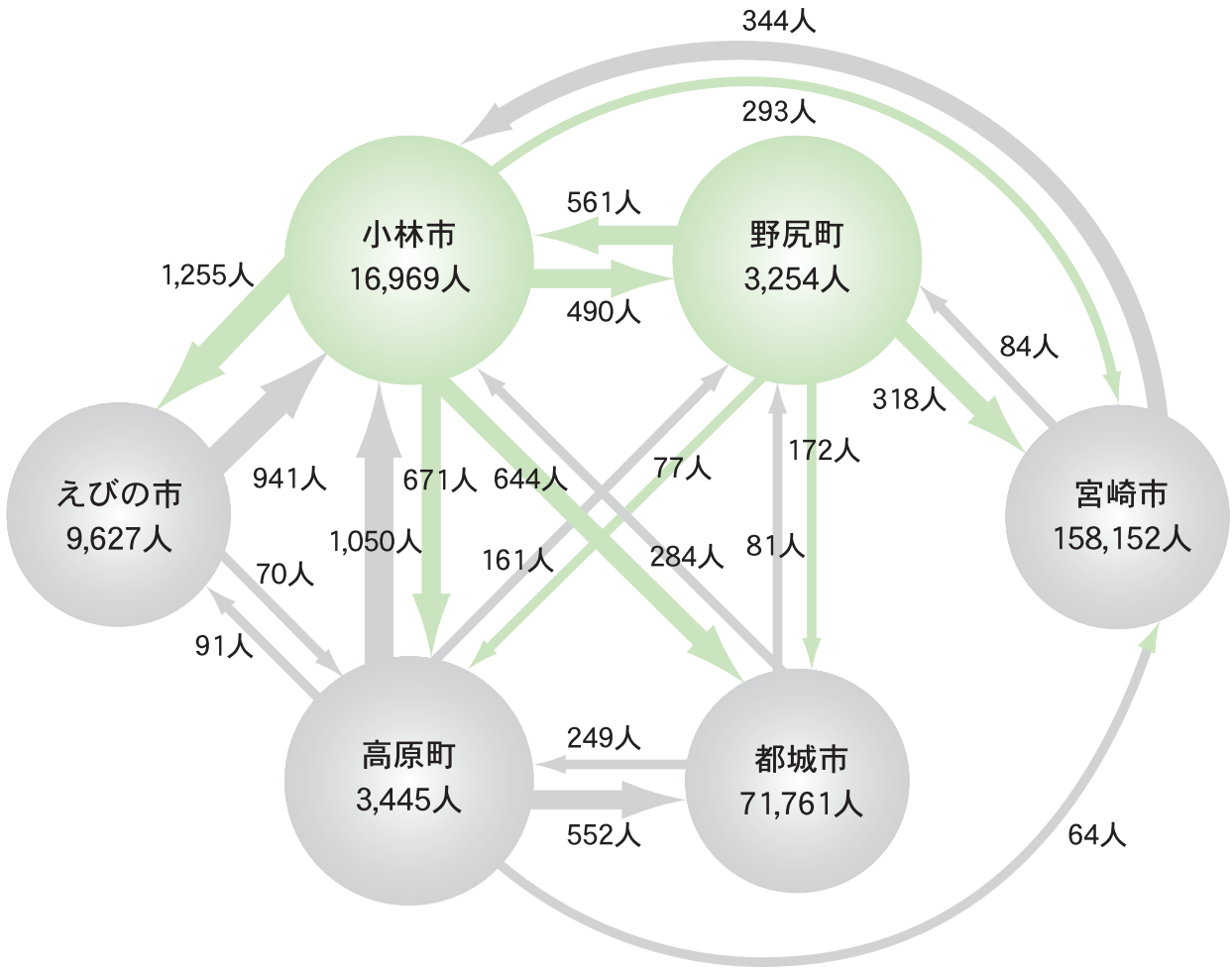
1市1町は、地理的な近接性に加え、古くから歴史・文化、経済、生活等、多くの面で共通性と結びつきを持ってきました。特に通勤・通学、買物、通院等の住民の日常生活や民間の経済活動は、現在、その多くが小林市を中心に行われており、すでに一体的な日常生活圏・経済圏が形成されているといえます。

また、行政面においても、ごみ・し尿処理等については、高原町を含む1市2町で一部事務組合を設立し共同事業を行っているほか、さらにえびの市を含めた4市町で構成される西諸広域行政事務組合において、消防・救急業務や葬祭施設・ごみ処理施設の設置運営などの行政施策を展開するなど、1市1町の連携・一体化が進んでいます。

このように、住民の日常生活圏・経済圏として、また行政面でも連携・一体化が進んでいる状況の中で、現在の行政区域があることは、土地利用や都市計画、道路整備等の都市基盤の整備をはじめ、地域一体となった総合的な取り組みが必要な分野においては、効率面や整合性の面で制約要因になっているともいえます。

このため、1市1町は、住民の生活や経済活動の実態に見合った枠組みで合併し、住民ニーズに即した一体的・効率的なまちづくりを進めていくことが必要です。

〈本地域の就業者の状況（平成17年）〉



- (注1) 数字は15歳以上就業者数で、●●内の数値は自市町内就業者数
- (注2) 矢印は通勤の方向、矢印のそばの数字は通勤者数(通勤者数50人以上のみを示しています)
- (注3) ●は1市1町、●●は1市2町以外で通勤者の多い市

資料：国勢調査